

＼ 千葉県の事業者の皆さん！ ／

自転車を業務で利用する際の 保険加入が義務になりました

【令和4年7月1日から】

千葉県では、条例*改正により、自転車損害賠償保険等（自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等）への加入が義務となりました。

*千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例



Point!

令和4年7月1日からの事業者の義務



事業者

義務：事業用の自転車の利用により、従業員等が他人を害した場合の保険への加入

また、自転車通勤の従業員への保険加入の確認、加入が確認できない場合の保険の情報提供に努めてください。

※業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されません。事業者が事業用の賠償責任保険に加入する必要があります。

※従業員への確認は裏面のチェックシートを参照してください。

事業者向けの保険…施設賠償責任保険、TSマーク付帯保険等

自 転 車
貸付業者

義務：貸し付ける自転車の利用に係る保険への加入

また、借受人に対する貸付業者が加入している保険内容に関する情報提供に努めてください。

自転車利用者が加害者となる事故が発生しています！

自転車による事故は、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があり、加害者になった場合は、高額な賠償金を請求されることもあります。

賠償額 9,521万円

小学生が夜間自転車で坂道を下っていたところ、歩行中の女性に正面衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態となった。



裏面へ

詳しい説明やQ&Aを千葉県HPに掲載していますので、併せてご確認ください。

また、裏面のチェックシートや千葉県HPに掲載の情報等を御活用の上、従業員の皆さんへ保険の加入の確認や、保険の情報提供の実施をお願いします。



千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

自転車保険(自転車損害賠償保険等)の加入確認チェックシート

～万が一の加害事故に備えて、ご家族でご確認ください～

ここから
スタート

自転車向けの保険など、自転車の事故による損害賠償に対応している保険や共済に加入していますか？

はい

いいえ

わからない

- 現在、右の保険等に加入していますか？
 そこに個人賠償責任補償特約など、
 自転車の事故による損害賠償を補償
 してくれる内容が含まれていますか？
- ・自動車の任意保険
 - ・住宅の火災保険
 - ・傷害保険
 - ・共済
 - ・PTAや学校が窓口となる保険
 - ・クレジットカードの付帯保険

補償の
対象範囲も
チェック！

契約者だけではなくその家族(未婚の子、同居親等)が起こした事故も補償の対象となっている保険も多くありますので、自分だけではなく家族が加入している保険も一緒に確認しましょう。

- 利用する自転車に「TSマーク」が貼ってありますか？
 それは有効期間内ですか？
 ※有効期間は点検日から1年間



自転車保険に加入しています。

自転車保険への加入が必要です。

加入している保険会社に補償内容をご確認ください。自転車事故に対応していない場合は、特約の追加等で対応するか、新たに自転車保険に加入してください。

自転車保険(自転車損害賠償保険等)の種類と補償の対象

自転車乗車中に他の人にケガをさせた場合などに補償される保険の種類は次のとおりです。以下はあくまで一例です。保険の種類や契約内容によって、補償の対象が異なる場合がありますので、保険証券や加入者証、保険会社のホームページなどで契約内容をご確認ください。

種類・名称	補償の対象 (加害事故の場合)	事故の相手		自分
		生命 からだ	財産	
個人賠償責任保険	◆自動車の任意保険 ◆傷害保険 ◆火災保険 ◆会社等の団体保険 ◆クレジットカードに付帯した保険	個人賠償責任 補償特約あり*	○	○
	PTAや学校が窓口の保険 <small>小・中学生総合補償制度、高校生総合補償制度 全国高P連賠償責任補償制度 等</small>	特約なし	×	×
	自転車向け保険		○	○
TSマーク付帯保険	※補償対象に要件(死亡・重度障害等)があります。	○	×	○

*特約の名称は保険により異なる場合があります。また、業務上の自転車事故は個人賠償責任保険では補償されないため、事業者用の賠償責任保険に加入する必要があります。

自転車保険加入義務化についてのお問合せ

千葉県環境生活部くらし安全推進課 ☎043-223-2263

千葉県ホームページにQ&Aを掲載していますので、そちらもご確認ください。

千葉県 自転車保険 義務化

検索

